

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
の翌日は、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了

- ◇ 教委告示
開発行為に関する工事の完了
臨時教育委員会の招集
- ◇ 正 誤
鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則中訂正

告 示

鳥取県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年四月十四日	山 根 整 骨 院	米子市観音寺二七二番地
〃	鳥取県西部医師会 休日急患診療所	米子市加茂町 一丁目一番地
〃	石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷 三九三六番地
〃	熊谷 齒科 医 院	鳥取市富安一六四番地

鳥取県告示第四百四十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
米子 整骨院	米子市角盤町一丁目	昭和四十七年四月十三日
石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷 三九三四番地	五月三十一日
熊谷 齒科医院	鳥取市今町二丁目 九六番地	六月九日

鳥取県告示第四百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、六八四号	池 本 和 人	昭和四十七年五月九日
“ 第一、六八五号	永 吉 洋 次	“
鳥国薬第二六六号	田 村 憲 一	十六日
鳥国医第一、六九五号	長谷川 晴 己	六月二日
“ 第一、六九六号	中 島 宥 子	“ 五日

鳥取県告示第四百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
馬 淵 医 院	鳥取市材木町一〇六	昭和四十七年六月一日
労働福祉事業団 山陰労働病院	米子市皆生一、四八〇	“
医療法人同愛会 博 愛 病 院	“ 加茂町一丁目一	“
須山眼科医院	“ 東町五五	“ 二日
医療法人共済会 清水整形外科病院	倉吉市宮川町二二九	“
山本内科医院	“ 二丁目七六	“
小 谷 医 院	西伯郡名和町御米屋 字中野中二四三の一	“ 十日
タナカ齒科医院	鳥取市川外大工町 一五の二	“ 一日
林 齒 科 医 院	“ 立川町二丁目 一〇九	“
平田齒科医院	米子市錦町二丁目一六七	“ 八日
石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷 三、九三六	“ 五月二十三日

鳥取県告示第四百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷川 晴 己	鳥医第一、六九五号	昭和四十七年六月二日
中 島 宥 子	" 一、六九六号	" 六月五日

鳥取県告示第四百四十七号

昭和四十七年四月十四日付で関金町長から申請のあつた土地改良(今西地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年六月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町長から土地改良(中横原地区農道舗装)事業について、昭和四十七年三月二十四日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町長から土地改良(豊房地区農道整備)事業について、昭和四十七年三月二十日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町長から土地改良(上方地区農道舗装)事業について、昭和四十七年三月二十四日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町長から土地改良(種原地区老朽ため池)事業について、昭和四十七年三月二十日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称

完了年月日

県営北条砂丘第三工区ほ場整備事業

昭和四十七年三月二十八日

県営大平地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

昭和四十七年二月十日

県営名和地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

昭和四十七年三月二十三日

県営佐治河原地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

昭和四十七年三月二十日

県営加勢地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

昭和四十七年三月十二日

県営羽合地区かんがい排水事業

昭和四十七年三月二十五日

鳥取県告示第四百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年九月四日 鳥取県指令受都計第千四百五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市馬場崎町一・二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町六六

坂口合名会社

代表社員副社長 坂口平吉郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年六月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十七年六月二十八日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県社会教育委員の任免について

(2) その他

正 誤

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和四十七年五月鳥取県規則第四十一号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	六	様式第九号	様式第十号
二	下	九	様式第十号	様式第十一号
五	下	七	有す	有する
六	下	五	第10条の第1項	第10条第1項
九	上	五	第8条12	第8条ノ2
九	下	五	第13条12	第13条ノ2